

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



財務省印刷局発行

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

目次

(省令)

(告示)

七 六 三 二 一

○ 特定農薬を指定する件  
(農林水産・環境)

(国会事項)

(人事異動)

(皇室事項)

(官庁報告)

(資料)

二 一〇 一〇 九 九 九 八 七

(公 告)

六 七 二

省 令

○農林水産省告示第一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。  
平成十五年三月四日  
農林水産大臣 大島 理森  
環境大臣 鈴木 俊一

一 天敵

昆虫網及びクモ網に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であつて、使用場所と同一の都道府県内（離島）その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあつては、当該離島内）で採取されたもの

二 一以外のもの

重曹及び食酢

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可



(号 外)  
財務省印刷局発行

目 次

(府 令)

(省 令)

○農薬を使用する者が遵守すべき基準  
を定める省令(同五)

省 令

○農林水産省省令第四号

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二条第一項の規定に基づき、農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令を次のように定める。

平成十五年三月七日

農林水産大臣 大島 理森  
環境大臣 鈴木 俊一

農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令

農薬取締法(以下「法」という)第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬は、次の各号に掲げるものとする。ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十七条第一項、第十八条第二項及び第二十九条第一項の規定による防除を行うために使用する農薬並びに同法第十条第一項に規定する輸入国がその輸入につき輸出国の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者が当該輸入国の要求に応じるため当該植物及びその容器包装に使用する農薬を除く。

- 一 現に法第二条第一項又は法第十五条の第二項の登録を受けている農薬
  - 二 法第二条第一項又は法第十五条の第二項の登録を受けていた農薬であつて、容器又は包装に法第七条(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む)の規定による表示のあるもの(法第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く)
- 附則  
この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十一号)の施行の日(平成十五年三月十日)から施行する。
- 農林水産省令第五号  
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。
- 平成十五年三月七日  
農林水産大臣 大島 理森  
環境大臣 鈴木 俊一
- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
- (農薬使用者の責務)
- 第一条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
  - 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
  - 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。
  - 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。
  - 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
  - 六 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む)の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。
- (表示事項の遵守)
- 第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(以下「食用農作物等」という)に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
  - 二 付録の算式によつて算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
  - 三 農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号、以下「規則」という)第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
  - 四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
  - 五 当該食用農作物等の生産に用いた種苗の種(果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫)から当該食用農作物の収穫に至るまでの間、規則第七条第二項第四号に規定する総使用回数を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。
- (くん蒸による農薬の使用)
- 第三条 農薬使用者(自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く)は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
  - 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画(航空機を用いた農薬の使用)
  - 四 農薬使用者は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二十三号)第二条第一項に規定する航空機をいう)を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
  - 二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画
- 2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域(以下「対象区域」という)において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じよう努めなければならない。



